

平成22年第1回稲城市教育委員会臨時会

1 平成22年8月6日、午前9時20分から稲城市役所6階603会議室において、平成22年第1回稲城市教育委員会臨時会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
稲垣 弘子
伊勢川 岩根
中田 中
松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	川崎 寿治
指導室長	飯島 英世
学校教育課長	松本 葉子
指導主事	細谷俊太郎
学校給食	
共同調理場所長	小川 三男
生涯学習課長	伊藤 徹男
体育課長	吉野 正明
文化センター課長	秋和 広子

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	長崎 健
学校教育課庶務係	風間 浩子
学校教育課庶務係	渡辺麻衣子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 第23号議案
「稲城市教育振興基本計画の策定について」
- (4) 日程第4 第24号議案
「稲城市教育委員会委員の辞職同意について」

委員長 　ただ今から、平成22年第1回稲城市教育委員会臨時会を開催いたします。
それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。
前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、中田委員にお願いいたします。

次に、日程第2　「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、日程第3　第23号議案「稲城市教育振興基本計画の策定について」を議題といたします。教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 　本案につきましては、教育基本法第17条第2項に基づき、稲城市教育振興基本計画を策定するため、本案を提出するものです。詳細につきましては、指導室長より説明いたします。

指導室長 　お手元の議案概要説明書をご覧ください。第23号議案「稲城市教育振興基本計画の策定について」をご説明いたします。

本案は、平成18年12月に改正された教育基本法第17条第2項に基づき、稲城市教育振興基本計画を策定するため、提出するものでございます。

教育基本法第17条第1項には、「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。」とあり、また、第2項には、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とあります。

本案は、この第2項に基づき、稲城市の実情に応じた教育振興基本計画を策定するものでございます。

計画の内容につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。第1章「稲城市の教育をめぐる現状と課題」、第2章「今後10年間を通じて目指すべき教育の姿」、第3章「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」の3章立てで構成されております。特に、「今後10年間を通じて目指すべき教育の姿」では、稲城エデュケーションプログラムを中心に据えております。また、「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」では、年度ごとに

作成する稲城の教育を基本に計画させていただいております。以上です。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。教育長、お願いいたします。

教育長 補足をさせていただきます。この稲城市教育振興基本計画の中で一番大切なことは、地域の実情に応じて地方公共団体の教育の振興を促すということです。この地域の実情というものは、特に稲城市におきましては向こう10年間で概ねインフラ整備が終了する、つまり町づくりの形が終了するということを常に市長より言われています。そして、現在8万人の人口が、マックスで10万3千人程度になるだろうとも言われています。ニュータウン地区限定で新しい方をお迎えするのではなく、南山の方の新しい地区の方も関係しますが、旧市街の中でも新たにマンション等ができたなどにより新しく来られる方を市全体でお迎えするという点が今までにない状況となっております。ですので、子どもを育てるという教育で一番大切なことは地域性というよりも市民総がかりで取り組むというキーワードだと思います。特に教育の目標の中では、市P連の皆さんに加わっていただき、家庭では、地域では、学校ではというようにそれぞれが組織として地域全体で教育のプランに携わる体制作りを行う。そうした中で、皆さんが地域で積み上げてきたものを振興プランの形の中でまとめさせていただいたということを申し上げさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。指導室長。

指導室長 稲城市の教育のところで付け加えさせていただきます。お手元の資料の資料1をご覧ください。「3 稲城市の教育の核」とありますが、その中の一つとして考えておりますのが、協調的な行動をもたらす信頼・規範・ネットワークであるソーシャルキャピタルスピリットと持続可能な価値ある教育であるサステナビリティエデュケーションであります。この2つのキーワードを中心に稲城市の教育を展開しております。

その内容は、(1) 基礎・基本の徹底、(2) 本物との出会い、(3) 連携、(4) 自分との対峙、(5) 着実な‘学び手・担い手・未来の創り手’となる生き方、(6) ‘パブリック’ (共通性) と‘マイ’ (独自性) の視点とバランス、(7) 家庭は教育の原点であり基盤となる場、学校は家庭の補完及び地域へのかけ橋として、生涯学び続ける基盤となる学び方の習得と基礎学力の定着及び社会性育成の場、地域は、社会への中継点として‘人間’としてトータルで学ぶ場、(8) 学ぶ場 (フィールド) の確保、学び続ける力、人間としての在り方、生き方の体得、心身の健康維持として、①家庭・学校・地域のある「稲城」が第一義、②姉妹都市、自然体験、歴史・文化体験、海外、③大学、(9) 不易の基盤となっております。

それから、付け加えさせていただきますと、7ページの(3)「基本的方向

ごとの施策」とありますが、今後5年間、以下のような施策を中心に組み立てとあり、基本的方向1～3により作成しております。基本的方向1は4つ、基本的方向2は6つ、基本的方向3は2つから成っております。以上です。

委員長 他にいかがでしょうか。稲垣委員。

稲垣委員 教育基本計画として、今までみんなで考えてきたこと、各学校で実践してきたことを一つの基本計画にまとめていただきましたので、先の方達もこれからのような方向性でやっていけば良いのかがこれを見ることによって分かるのではないかと思います。関係者の方には、大変な思いをしていただき、まとめていただきましたが、稲城の教育にとってこれから先のことを考える良い指針となると思います。

委員長 中田委員。

中田委員 親御さん達は、自分の子どもが行っている学校や自分達の地域にしか目線が行かないことが多いのですが、このように横の広がり、縦の広がり、地域のつながりというように大きな目線でまとめてあるということは良いと思います。親はつい目線が狭くなってしまいがちではありますが、そうではなくて広い目線できちんと考えているということを形にして表していくことは大事だと思っております。

委員長 このようにまとめていただくことは、簡単なことのように見えますが、ここ数年、校長会を中心にして、毎年策定会議が行われております。この策定会議というものは、できそうに見えてなかなかできない、そのような状況が東京都全体を見渡しましてもあるようで、このように形で、毎年一つ一つ色々なものが積み上がっていることは大変素晴らしいことだと思います。昨年よりも今年により一層まとめられたものが出来上がっていることはありがたいことだと思います。これからもまたよろしく願いいたします。

委員長 他にいかがでしょうか。伊勢川委員。

伊勢川委員 稲城の中の1小、2小は130年以上の歴史のある学校ですが、一方でニュータウンの中の学校はまだ10年、20年の新しい学校で、そこに学んでいる子ども達の環境は地域によって異なると思います。古くからの地域では伝統や文化が脈々と続いていますが、新しい地域ではそうした伝統や文化がない中で、新しい街づくりをしていく中で、子ども達を育てていかなければなりません。この基本計画では内容的にも多方面に渡りまとめてあると思います。

地域ごとのカラー、それぞれのブロックごとの特色もあるでしょうが、これからは伝統や文化を守り、新しい地域とも切磋琢磨しつつ、地域との結びつき

を深めていってもらいたいと思っております。このような策定計画を今後も続けていただきたいと思いますと思っております。

委員 長 ありがとうございます。はい、指導室長。

指導室長 本来、教育振興基本計画については、幼児期から青年期までトータルで作成していくべきものであるということで、福祉あるいは社会教育と内容は多岐に渡っており、第四次長期総合計画に向けて、庁内では組織改革が行われているところであります。そうした中で、今回の教育振興基本計画につきましては、表の表題の一番下のところの「義務教育を主として」とあるようにそのようにさせていただいております。

委員 長 はい、教育長。

教育 長 本当に厳しい課題がある中で、非常に頑張って取り組んでいただいて、最後の最後まで文言等の整理をするなどして作成していただきました。この振興計画というものにつきましては、多くの方が関って作り上げ、方向性を一つにまとめるように検討して作り上げておりますので、今後どのような内容を加えるなどにはありますが、一つ一つの積み上げを現場では大事にしますので、その辺につきましては、振興計画をみなさん方にご指導をいただきまとめ上げております。

委員 長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第23号議案「稲城市教育振興基本計画の策定について」を採択いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第23号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4 第24号議案「稲城市教育委員会委員の辞職同意について」を議題といたします。本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第3項に基づき、教育長の退席を求めます。

(暫時休憩 ※ 教育長は退席)

委員 長 再開いたします。本案につきましては、人事案件であることから、秘密会といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、第 2 4 号議案は秘密会といたします。暫時休憩いたします。

(暫時休憩 ※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席)

(これより第 2 4 号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙。

(これにて第 2 4 号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩 ※ 関係者以外の職員と傍聴者は入室)

委員 長 再会いたします。

これより第 2 4 号議案「稲城市教育委員会委員の辞職同意について」を採択いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第 2 4 号議案は原案のとおり可決いたしました。以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午前10時10分閉会)